

○議長 小田 武人君

次に 5 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

5 番、妹川です。

質問に入る前に、先日 9 月 2 日の日に芦屋若松の海岸線のクリーンキャンペーンに参加していただきました町長、そして副町長、その他多くの職員の皆さん方に御礼申し上げます。ありがとうございました。

先ほど、川上議員がこの写真を見ながらですね、説明をしていただきましたが、私たち芦屋の自然を守る会は、また洞山保存会は、もう 17 年前からこのクリーンキャンペーンを始めておりまして、遠賀川流域の NPO 法人のほうからですね、バスを 2 台貸し切って約 450 名ぐらいの、今年も 450 名ぐらいでしたが、多くの方が参加していただきながら、こういうふうな現状を見てもらうと同時に、清掃活動をしていただきました。実は、川上議員が言われました遠賀川流域のごみ処理、ごみのいわゆる地域別、いわゆる遠賀川流域自治体でごみの処理の基金をやはり設定するべきだということは、今、遠賀川流域の団体や国土交通省の皆さん方もそのように考えておられます。実は私たち 18 年、19 年くらい前に芦屋の自然を守る会とそれから流域の団体、そして遠賀の 4 ヶ浦の漁協の組合長さん、波津、それから芦屋、柏原、そして岩屋の漁協の組合長さんを連れ立ってですね、国土交通省に行きまして、そして遠賀川の現状をスライドを使って訴えたところですね、今現在、17 年ですけど、国土交通省や遠賀川流域の住民の皆さん方が、じゃあ下流に清掃活動に行こうということが発端でありました。その当時、鈴木清吾さん、そして今、波多野茂丸さんがですね、こうやって一緒にやっていただいて本当に少し、少しずつですが、ごみは上流から流れ着いてきていないであろうけれど、今回のごみは豪雨 2 回ありましたが、危険水位を超えたために全開したんですね。そのために、こんな大量のごみが流れ着き、しかも、あそこの岡垣の海水浴場、それから三里松原、アカウミガメが産卵するところまで流れ着いてきたということですね、きょうは川上議員がこういう問題提起をしていただいたから、私たちもですね、もっともっとこれは議会としてですね、議会としてでも、やはり芦屋町の町長を後押しするような形で、また来年、サミットがあるでしょうから、ぜひその辺についてですね、精力的にやっていただきたいというお願いをやりまして、申しわけありませんが、今、前段でそういう話をいたしました。

で、通告に基づいて説明していきます。あら、ちょっとすみません。逆になった。要旨です。件名は候補者男女均等法について。国政・地方の選挙で男女の候補者をできる限り均等とすることを目的とする政治分野における男女共同参画推進法、候補者男女均等法と呼ばれていますが、2018 年 5 月 16 日、参院本会議で、全会一致で可決成立いたしました。以下の点について問

平成30年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

います。（１）、（２）続けて結構でございます。この法律における国及び地方公共団体の責務は何か。２．この法律の国及び地方公共団体の基本的施策とは何か。この辺を、答弁をお願いします。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

まず、（１）のほうからお答えさせていただきます。政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の第3条に規定されていますが、政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則にのっとり、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとするものです。この基本原則とは、法律第2条に規定されていますが、まずは衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとするものです。次に、男女がその個性を十分に発揮できるようにすることです。最後に、家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにすることです。1については以上です。

次、（２）ですね。この法律の国及び地方公共団体の基本的施策についてお答えします。法律第5条から第8条までに規定されていますが、まず、政治分野における男女共同参画の推進に関する取り組みの状況に関する実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとするものです。次に、政治分野における男女共同参画の推進について、啓発活動を行うことです。次に、政治分野における男女共同参画の推進に関する取り組みを積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めることです。最後に、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めることです。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

このような法律ができたわけですが、これは政策の立案や決定に多数、多様な国民の意見を的確に反映するため、超党派で2015年に立ち上げた議員連盟が主導しておりますね。みずからも法律の作成にかかわった野田女性活躍担当大臣は、総務省内で記者会見して、「成立して嬉しく思う。この法律によって日本の政治が大きく変わると同時に、期待し、信じている。有権者に政治は男性だけの仕事だけではないということを改めて伝えることで、立候補をためらっていた女性が勇気を持って立ち上がることを期待したい。」と述べています。いわゆる安倍政権が唱えた女性活躍推進法の趣旨にも合致しているということですね。

日本の衆院議員の女性比率は 10.1%。世界 178 カ国の議会が加盟する列国議会同盟の調査で世界平均 23.4% です。女性比率は、日本調査対象は 193 カ国の中 158 位と世界的にも非常に低水準と言われています。女性候補者がふえると選挙が変わり、女性議員がふえると政治が変わると言われるゆえんです。日本の政治的風土が変わらなければ、女性は実際になかなか立候補できない状況。つまり、女性が立候補することに、男性だけではなくて、女性の方もそうですが、「女のくせに」とか「政治に口を挟むな」とか「出しゃばるな」とか陰口はたたかれる。昔ながらの意識、男尊女卑という男社会の中に、やはり男社会中心の政治になってしまうのではなかろうか。芦屋町においてさまざまな啓発活動や環境の整備、人材の育成等が望まれるところですが、どのようなことをなさっておられるのかというふうに思うわけです。そして、今この芦屋町の議会はですね、今、12 名おられます。定員 12 名ですけど、全員男性ですね。そしてこれは男女共同推進計画のプランにもありますけども、管理職、まあ課長や係長さんの方々、今ここにおられますけど。今計算してみましたら、この議場には 47 名おられます。そのうちの女性は 1 人、2 人、3 人。2 人になるんでしょうか。あと議会事務局がおられますけど。非常に違和感を感じるんですね。そういう意味で、少しでも管理職の方々も推進プランにも書かれてあるように、30% を目指すというふうに書かれてありますし。我々議員としてもですね、女性が、まあ私も 40 年間芦屋に住んでますけれど、女性議員がお 1 人おられたり、2 人ダブるときもありましたけど、今はゼロ名なんですね。

そういう意味で、3 番目に入りますが、芦屋町議会議員の男女比率は、女性ゼロであると。この法律に照らして町はどのような見解を持っておられるか。どなたか答弁をお願いします。町長いかがですか。はい、町長。はい、町長に。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

女性議員がゼロということは非常にですね、芦屋町にとって、やはりこれは、今ゼロというのは平成 27 年の選挙結果でですね、よるもので。この法律が適用されるのは来春の、春の統一地方選挙。4 月執行予定の参議院通常選挙となるわけでございますが。やはりあの私も、ちょっと最近ですね、新聞、よくこの話が出てきて、きょう妹川議員に言われたんで、ちょっとこうスクラップの中からちょっとこうで、出してきたんですけど。やはり環境をつくってやらないといけないということですね。まずあの、出産の女性に限らず、やはりあの女性の方。若い女性の方が議員になれば、あの出産を迎える。で、出産になればやはりそこに育児、介護とかいろいろなものが入ってきますんで、その環境をよくするために、配偶者の出産補助金を出すとかですね。それからあの、何ですかね。女性の産休っち言うんですかね。産休を十分与えるとか。それから

平成 30 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

産後は 8 週まで欠席も認めたとあるところもあるかですね。日本全国やはりいろいろ議員のなり手が無いということで、いろいろな施策を講じているんだなと思っておったわけですが。まあ中には議員報酬を 50 歳までは 30 万円。若い人が生活ができるようにということですね。議員報酬を上げるということもあるわけですが。そういうことで、まあ行政といたしましても、この法律に基づいてですね、まずやらなければいけないのは、口だけではなく、やはり環境をですね、そういうような環境をつくる。例えばトイレにしても、女性トイレ専用だとかですね。いろんな形の中で研究することであろうかと思えます。まだまだ先進地というか、いろんなところがやっておるんですが、まあそれを参考にしてですね、ちょっと研究したいと思えます。はい。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

今、課長のほうから言われました第 5 条から 8 条ですね、実態の調査。そして情報の収集。それから今、環境整備、町長が言われましたが、そういう人材育成のための必要な啓発活動ですね。そして環境の整備。環境の整備、環境の整備とこうなっておりますが、それを行うと。そして最後にですね、人材の育成及び活用に関する施策を講ずるよう務めるというようなものがあるわけですが。今、新聞にも出ております。まあですね、今ここにですね、「福岡・女性議員を増やす会」、そういうのが、これ 6 月の 24 日に出ていましたけども。「福岡・女性議員を増やす会」、そういう講座がですね、今終わったのかな、もう。今、現在進行中かもわかりません。私の知り合いの元町長もですね、ここで講習に行かれたようです。

また、自己否定せず政治参加をと。川野栄美子さん。大川の市議長。この方は、大川市でボランティアに取り組むうち、女性の代弁者になりたいと。市議選に立候補して当選。その後議会では子育てや女性の労働環境問題に取り組んできた。女性が議会にも執行部にも少ない分、意見をよく聞いてくれる。これほど楽しい仕事はないと。まあこういうようなことをですね、言っておられる女性の議長さんがおられるんですけども。やはり、こういうふうにご方はですね、やっぱり環境とか育児、それに介護、教育問題、そういうようなボランティア活動を通して NPO を立ち上げ、そしてどうしても政治にかかわらなくてはならないという意気込みの中からですね、やっぱり政治家になっていこうと。そして行政に訴えよう、町政に訴えようという方々がですね、まあふえてくれたらいいという願いでしょうけど。

実はですね、これちっちゃいですが、これ、大磯、神奈川県の大磯町の議会のホームページを開けたらですね、こういうふうな議場が出てくるんです。非常にカラフルなのがあるもので

すから。これ、神奈川県大磯町議会は議員が 13 名。定数が 13 名で女性が 6 人です。非常にカラフルで、女性のね。我々みたいに黒いのばかりじゃなくて、黄色やら赤やらですね、非常にこう和やかな雰囲気です。議会運営がなされているんじゃないかなと思うんですけども。そこでこれ聞いてみたんですね。なぜこういうふうに女性が多いんですかと。議会事務局長に、向こうの議会事務局に聞いたところ、やっぱり、あの環境問題、子育て、育児、そういうものに対して、非常にボランティアの方々がいられて、リーダーがおって、そしてそこにやっぱり政治にかかわって、いこうという人たちが非常に多いんですよ。で、男性と女性の投票率は、投票者数は女性のほうが確率がいいと。ということは、女性が女性を選ぶというようなシステムになっているのかなというふうに感じざるを得ません。

それで、いやその今、福岡では、このように「福岡・女性議員を増やす会」がありますし、それから熊本ではですね、熊本では「くまもと・バックアップ女性の会」というのがあって、その代表はですね、「何もかも男一辺倒のままではだめだ。女性の意識も変えたい、政治は男の仕事という意識が根強く、女性が女性を応援しない風潮がある。女性議員が必要と頭ではわかっているけども、投票は別という人もいた。」と。まあそういう中でですね、またその方はクォーター制度を導入すべきだと。クォーター制度というのは、ただ 4 分の 1 という意味じゃなくて、まあ 12 人、定員数やったら 4 人とか 5 人にするとかですね。それからフランスでは、パリテ法というのがあって、もう半分にするというようなことが今、私たちが、先進諸国と言われている我々の日本は最低、最低というか下のほうなんです。後進国と言われているアフリカ、ブラジル、あの辺は、もう女性が非常に多いんですね。そういう意味で非常に民主的な政治が行われていると。そういう意味で、芦屋町では人口減少等、少子高齢化が進展する中、子育て、教育、医療、介護、福祉、環境問題は喫緊の問題です。まさに生活に密着するこれらの課題の現場は、地域社会や家庭であり、主な担い手は女性が多いんですね。したがって女性の豊富な経験や知恵、アイデアを生かし、政策決定の場である議会に議員として参画することが喫緊の課題であります。それで、女性に対する理解と認識を変えることが女性の躍進につながる。能力を十分に生かしきれていないと思われる女性もですね、こういった眠れる能力を生かすためにも、先ほど町長が言われたように、環境の整備をやっぱりやる必要があると。

それで④にいきますが、④候補者男女均等法の目的、基本原則等に照らして、芦屋町として具体的な取り決めに検討していますかということです。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

この法律が施行されて現在 3 カ月余りとなります。まだ、芦屋町としては具体的な取り組みの

平成30年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

検討には至っておりません。県の選挙管理委員会に確認したところ、県のほうでもまだ、具体的取り組みの検討はなされていないとのことで、今後、県の男女共同参画推進課と連携を図りながら、検討を進めていくということです。性別に関係なく活躍できる男女共同参画社会の実現がやはり重要であると考えますので、芦屋町としては今後、県や近隣市町村の動向について注視していこうと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

じゃあ、第2件目にいきます。

第2次芦屋町男女共同参画推進プランについて。第2次芦屋町男女共同参画推進プランが、本年4月に公表されました。テーマは「～一緒に歩こう～ 男女が築くパートナーシップ」です。その内容は、「少子・高齢化の進展、高度情報化社会の進展など社会情勢の急速な変化に伴う価値観の多様化などの社会的な課題に対応していくために、性別にとらわれず誰もがその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を推進し、住民一人一人が男女共同参画についての理解を深め、お互いを尊重し合えるような社会的意識を醸成することが重要です。」とあります。以下の点について問います。

男女共同参画社会を実現するために、どのようなことを行ってこられましたか。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

芦屋町では、平成20年の芦屋町男女共同参画推進プラン策定に始まり、平成25年度から10年間を計画期間とする第2次芦屋町男女共同参画推進プランを策定し、男女共同参画に関する各種施策を推進しております。なお、この間、国や県においてそれぞれ、新たな男女共同参画の計画が策定されるなど社会情勢の変化に伴う男女共同参画への取り組みにも変化が生まれたことから、町では平成29年度に第2次推進プランの中間見直しを行っております。

第2次芦屋町男女共同参画推進プランでは、目標として1、男女共同参画の意識づくり、2、男女が互いに認め合う社会環境づくり、3、誰もが安心して暮らせる生活への支援の3つを掲げるとともに、計画を実施するための取り組みとして、行政における組織づくりなどを掲げ、57の具体的施策に対する事務事業を推進しております。

主な取り組みといたしましては、公民館等で住民向けの男女共同参画の視点を取り入れた講演会・講座を実施する学習講座の開催や、広報紙やホームページなどを通じて行う啓発記事の掲載、

平成30年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

政策・方針決定過程の場へ女性の参画促進を図る各種審議会等委員への女性の登用、地域活動での男女共同参画推進のため、自治区での女性の役員登用についての協力お願い、町職員として男女共同参画に向けた正しい認識や意識の向上を図る職員研修などを行っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

では（2）各種審議会等委員の男女の数及び比率。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、毎年福岡県の調査において公表されております芦屋町の地方自治法第202条の3に基づく審議会等における女性委員の登用状況結果をもとにお答えさせていただきます。

それぞれ4月1日現在で、平成27年度は審議会等の数29、委員総数284人中、女性は72人で25.4%。平成28年度は審議会等の数31、委員総数314人中、女性は66人で21.0%。平成29年度は審議会等の数30、委員総数307人中、女性は66人で21.5%となっております。なお平成30年度は現在調査中となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

では、約21から22ぐらい。27年が25.4%でちょっとね、高かったけど。大体21%を推移しているということですね。その中で一つ、きょうの一般質問者の中にですね、交通体系のことを言われた議員がおられましたね。その中でですね、やはり公共交通体系のことについて一番問題を感じている方々は、車を持たない方、それから女性の方、それから御老体の方、そういう、特に女性の方が多いと思うんですけど。というのがはまゆう団地でもですね、環境住宅課が来られて、説明会を2回ほどされましたけど、やっぱり車に乗っている人たちは余りまだまだ無関心そうなんです。そういう中であって2人、3人バスで行っている人らがいろいろ切実な思いを言われましたが。この中でですね、地域公共交通会議は9名で女性ゼロなんです。ほかの年も13名中ゼロ、28年度。こういうような形で二十一、二%おられるからいいというものではなくて、中身に対してですね、やはり女性が当然入ってもらいたい。そういうようなことを考えました。これはもう私の意見としてですね、今後検討していただきたいと思いますが。

平成30年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

今ですね、今、福岡県の調査において、芦屋町の審議会等に占める女性委員の割合は19.3%。これは平成24年ですね。県内の平均は26.8%、同じ24年度に比べて低くなっていますということが、ここの芦屋町男女共同参画推進プランの中に書かれているものを抜粋したわけですけど。それで、この冊子の中にですね、「今後、女性はその能力を発揮できる環境を整備し、審議会等をはじめあらゆる分野への参画を促進することが必要です。」ということのをこれ、芦屋町は分析しているわけですね。よく理解されているんです。これ平成25年度なんですね。それから、平成30年度もそうやって書いてあるんですよ、これね。5年間何してきたんだろうかなと思うんです。芦屋町はよく理解されています。そのように叫ばれて何年たつのかと。さまざまな取り組みをしているようだが、数値は向上したか。なぜ向上しないのかということですね、この中でお答えいただければと思います。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

各審議会や協議会における委員の構成につきましては、それぞれの設置条例や規則に定められております。この場合、関係機関や各種地域団体から委員を推薦してもらう方法が多いのですが、組織によっては男性しかいない組織もあります。また組織側が推薦したい人材が男性であったりした結果、女性委員がいない審議会等が発生しているといったことが現状とはなっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

それで、例えば区長会は男性ばかりで女性はいらっしゃいませんね。まああの、こうやって多くの女性議員がおられるところは、やはり区長会も女性の方もおられると聞いていますし。だからやっぱり地域の社会情勢というか、土壌というか、昔ながらのですね、田舎の風潮かなと、こう思うわけですけど。それをどうやって啓発して、女性が参画していくか。そういう政策決定の場にですね、出ていくということは非常に難しいとは思いますが、やはりどうやってそれを啓発していくか。先ほども町長が言われたように、これは議員だけのことじゃないんですね。やっぱり女性が活躍する社会を目指していくためには、ぜひ努力していただきたいというふうに思います。

そして今、次の4番目にありますが、これはもうちょっとどうかな。時間あるかな。4番の、じゃあ、今の女性職員の管理監督者登用数、課長さんが何名で、課長補佐さんが何名で、係長さんが何名で、そして今の芦屋町の課は確か18と聞いています。その中の課長さんは私の記憶で

平成30年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

は、ここにおられます2人。後は何人いらっしゃるかお願いします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

平成30年4月1日時点での人数を御説明します。妹川議員が言われましたとおり、課長は2人、課長補佐につきましてはゼロ、係長が7人でございます。率で言いますと、課長職、課長補佐を含む女性登用率につきましては9.2%、係長職の女性登用率につきましては、17.9%、両方合わせましての管理職全体の女性の登用の率としましては14.8%でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

町長、そういう意味でどうでしょうね。人事権最高責任者は町長でしょうけれど、やはりもう少し女性をですね、課長、係長にしていくという方向性というのは。今、女性はですよ、能ある鷹は爪を隠すという言葉がありますが、やっぱり女性の方はもう非常に能力のある方おられると思うんですね。まあそういう形で、もう少しここを明るく3人、4人、5人ぐらいね、課長さん等をね、ここで。我々議員としてもですね、女性の議員が2人、3人この場におられるようになればですね、またまたいろいろと女性問題、教育問題、介護問題、育児の問題、いろいろ議論ができるだろうと思うんですが、どうでしょう。今、一応とりあえず職場の中で係長さん、課長さんをふやしていくということについてはいかがですか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

大変楽しい話を聞かせていただいたわけですが。実際ですね、やはり人事は非常に頭を痛めておるわけですが。妹川さんと私も余り年齢変わらないと思うんです。やはりもう15、20違えば、全然考え方も違うし、全然ですね、その辺の考え方のギャップというのはものすごく。

あの何年前か前、女性にですね、一人、係長さんに課長どうねという話はしたことがあるんですよ。そうしたら、課長になるんだったらもう辞めますと。結構そういう人がですね、おられるもんやから。やはり職員、やはりいろいろな意味で大変な仕事でありまして、いろいろな方の御相手せないといけないし、法律もどんどん、どんどん変わって条例も変えなくちゃいけない、勉強もせないといけないということで、その辺でですね、適材適所ですよ。やはり女性だから課長にする、

平成30年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

女性だから係長にするというのではなく、やはり能力に応じて適材適所で、やはり人事は行わなければならないと思っておりますので、まあその辺は御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

女性活躍推進法、それから今の候補者男女均等法、そして今、冊子のありました、男女共同参画推進計画プラン、そういうものをですね、行政の方々が、その推進プランは行政の方々がつくったんですから、まあ、議員候補者がなかなか出てこないとはいえ、やっぱり行政の皆さん方が出されたものですから、やっぱり自分の問題として、職員の問題として多くの方をやっぱり啓発していただきたい。やはりこの役場の職員の方々が女性が多くなれば、また私たちのほうもですね、議会人もその辺は考えていかざるを得ないだろうと思います。

じゃあ3点目、3番目。町長の議会に対する姿勢についてということで、行きます。

町長はさきの6月議会で私の質問終了矢先に、突然、妹川議員は、これわかりやすく書いてあります。「妹川議員は特養問題の一般質問を1年ぶりに取り上げ、今回で16回目である。妹川議員は何度も取り上げているが、何十回も取り上げられても、これ以上回答は出ない。調査特別委員会等を設置して、集中審議したほうがいい。そのほうがお互いのため効果的である。また裁判の問題は、土地の地番開示の件についての情報公開の話であり、住民説明会の話ではない。妹川議員は一般質問を行うたびに、課長を犯罪者扱いにしており、変に脚色しては困る。したがって調査特別委員会等を設置して十分協議してほしい。」と提案の発言を行われました。小田議長は、議運の委員長と相談の上、方向性を決めたいと町長の提案を取り上げられました。以下の点について問う前にですね、この6月議会で言われたことについてですね、4つ言いたいことがあります。これは私の考えです。課長を犯罪扱いにした覚えはありません。事実に基づいて質問をしてきたんです。町長がそう思っているのなら、何かやましいことがあるのではないかと思われます。

②私はむしろ、裁判で平成26年5月15日に出された、裁判に出された報告書、これを提出されていますが、某議員は私のことですね、私のことだろうと思いますが。特養に反対するように執拗に働きかけ、妨害行為を行ったとして吉永課長の名のもとに裁判所に報告書を提出されました。また警察に逮捕されるような言い方で、言動で、「動かないほうがよいですよ。」と脅されました。まさに、私を陥れるような言動ではなかったかなというふうに考えています。

それから、③は、「職員は福祉行政に頑張っている。」との発言があったと思いますが、課長は誰のために頑張っているのでしょうか。

それから私、16 回目でしたね。きょうは 17 回目になるのでしょうか。裁判中だから答えられない。責任を県に転嫁するような答弁、はぐらかし答弁では議論になりません。聖なる議会において妻に対するうわさ発言、また結局は威圧をかけるような発言等もあったかと思えます。したがって 16 回目になったんだらうと思えます。

じゃあ本題に行きます。町長、町長は議員を何期かされておられますし、今、町長、今 3 期目が終わろうとされていますが、二元代表制についてどのような認識を持っておられるのかということをお伺いします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

いきなりいろいろ御発言があったわけですが。私もそういう発言してよければ、これだけ資料がですね、2 冊ありますんですが。それじゃあ時間が足りないでしょうから。その二元代表制についてどのような認識をもっているのかという問いに対しまして、答弁させていただきます。

まずは、地方自治体は憲法第 93 条の規定に基づき、首長と議会議員ともに住民が直接選挙で選ぶ制度になっておる。このことで二元代表制と言われています。また二元代表制は首長、議会がともに選挙で選ばれ、住民を代表する。つまり、ともに住民に対して責任を負っております。住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によって一定の緊張関係を保ちながら、首長は責任を持って執行権を行使し、議会は首長と対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を議決し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して、政策形成を果たしていくことが二元代表制の本来のあり方と考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

全くそのとおりだと思います。それで私たち議員はですね、町長にしる、議会とともに住民の直接選挙構成による機関であり、お互いに独立し、その権限を侵さず、侵されず対等の立場と地位にあるということをも十分理解しておかなければならない。私たち議員はですね。そして私たち議員は住民全体の代表者であり、奉仕者であって、これが議員の本質というべきであると。議員はただ住民の声と心を代表し、代弁するだけの役割に終始するだけでなく、一歩踏み出して常に住民の中に飛び込み、住民との対話を重ね、住民の悩みと声を酌み取りながら議論を重ねて、調査研究を進め、住民全体の福祉向上と地域社会の活力ある発展をと、こういうふうに書かれてあります。つまり、そして、このようなことも書かれてありますね。議会の使命には 2 つあります

が、その 2 には、議会が決定した政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理ないし、事務の実施が全て適法、適正に、しかも公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し、監視することである。私は特養問題については、こういう視点で問題提起してきました。この批判と監視は批難でもなければ、批評や論評でもなく、あくまでも住民全体の立場に立ってなされる文字どおり正しい意味での批判であり、また住民の立場に立っての監視であるべきです。議員は以上のことを十分に理解し、よくその職責をわきまえ行動することが要求されることをまず認識すべきであると。これは私たち議員の姿勢を議員必携に書かれてありますから、議員の皆様方も読まれていると思います。私も時々また目を通します。今回ですね、今回の問題で改めてまた見てみました。それで、この問題をですね、町長は私に対して、こういう事務処理の不適切なものではないのかということ、再三、問題提起をしてきたわけですけど。まあ町長というのは、二元代表制というのは、町長はチェック機関である議会からこう質問を受けるわけですね。そして質問の内容について回答する場です。まあ町長、御存じです。だから一般質問する議場でですね、質問以外の個人の意見や提案を求め場ではありません。やはり絶対的権力を持つ首長を我々議会は監視する議会であり、暴走しないように監視する議会です。そのことが芦屋町政が公正にですね、順調に進んでいく。そういう我々の使命があるわけです。芦屋町長が問題のないように、私たちはあなたたちを、背中をバックアップしながら、あなたが問題にならないように、つまり権力者は絶対的に腐敗するという言葉がありますね。これはどこの社会でも今、スポーツ社会でもあっていますけども、権力は腐敗する。絶対権力は腐敗すると。暴走すると。そういうのをとめるために我々議員がいるわけですよ。そういう中であってですね、今まで 3 点ほど私に対する問題、攻撃、それから調査特別委員会を開いてくださいとか、私の発言に一部問題があるとか、そういうことがさまざまありましたけども、ぜひですね、今の町長も議員におられたわけですから、そういうところを十分に考えられてですね、今後この二元代表制の立場、町長としての立場、議員としての立場を十分にわきまえていただきたいというふうに思います。

じゃあ次に行きます。文書非開示処分取消等請求事件について問います。これは吉永課長が答えられるのかどうか分かりませんが、なぜこんなこと、私、まだ問題にしたかと言いますとね、この趣旨の中に書かれてありますように、このまた裁判の問題は土地の地番開示の件についての情報公開の話でありと、住民説明会の話ではないということと言われたためにですね、私はまたね、裁判の記録をずっと読みながらですね、たくさん質問したいことがあるんですけど。時間がね、限られていますから。1つ、2つ行きます。いかに、この裁判の控訴状、訴状の準備書面、控訴状の準備書面、報告書、こういうのを全部そろえたら、これだけなるんですよ、これだけね。まだあるんですけどね。いいですか。平成 25 年第 54 号、文書非開示処分取消等請求事件、準備書面 4。さあ、これは町の弁護士団員が出したものです。原告は久野、オンブズ久野さ

平成30年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

んです。原告は平成22年度の本件計画の際には、隣接地権者の同意の取得や地域住民への説明会が行われていないと主張するが、明らかに事実と異なるので、この点について反論しておく。覚えてありますか。それで、平成22年度高齢者福祉施設等の整備方針別紙の協議に当たる留意事項3、建設予定地について。その4はわかりますか。建設予定地の留意事項がありますね。建設予定地の、もう1回言いますよ。平成22年度高齢者福祉施設等の整備方針がありますね。これは町が提出しているんですよ。裁判所にね。また皆さん方にも公募したということであれば、これは出ているわけですが、協議に当たっての留意事項3、建設予定地についてと。わかりますか、はい。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福岡県が発出した平成22年度の高齢者施設等の整備に関する整備方針ということでは、承知しております。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

じゃあ私が読みましょう。4にね、建設予定地の隣接地の地権者、道路や水路等を隔てた土地の地権者も含む及び水利権者の同意書並びに建設予定地の関係区域の住民に対する説明会の議事録があることが要件となっていますね。これ、わかりますね。はい、そこですね、はい。また平成22年度高齢者福祉施設等施設整備にかかわる協議手続についての提出書類一覧表というのがありますね。その中に、2にね、建設地域での住民説明会議事録と隣接する地権者の同意書が上げられている。これはあれよ。被告である町が言っているんですよ、上げられて。わかってあるんですね。これからも明らかなおと、平成22年度の事業計画の申請について、当該事業者は、まあここで言えば最上さんですね。最上さんは隣接する地権者全員の分ではないものの、同意書を提出し、建設地域での住民説明会議事録も提出していたのであり、隣接する地権者に対する説明や同意取得を行っていたということですね、どうしてこんな書いたんだろうかと思ったんですよ。自分の非を認めるようなもんじゃないですか。これ、町は。隣接する地権者全員の分ではないものの同意書を提出した。これ誰が書いたんですか。どうぞ。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

書いた方は町の代理人である弁護士でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

じゃあ町はこういう説明をなさったんですか。弁護士でもね、町の担当者、町長、まあ担当者でしょうけど。また前の課長さんかもわかりませんが。そういう方で協議して出されたんでしょうけどね。これはここでもミスしているなど。どうしてこんなこと書かざるを得なかったんだろかなど。まあね、確かに地権者全員の分でないものの同意書を取得。私はわかっていますよ。同意をしていない人は。私は同意していませんよという人がおるんだから。その方は県にも出されているんです。私は最上さんが出すようなところは、もう同意はいたしませんと。建設地域での住民説明会議事録も提出していたのであり、出ていたんですか。ということでね、ということで、これに対する反論があるんですよ。反論がね。この反論がこれ。これは、原告の弁護士ね。先ほど読んだ隣接する地権者に対する説明や同意取得を行っていたということだから、被告、町は平成 22 年度の事業計画の申請において、当該事業者は隣接する地権者全員の分ではないものの同意書を提出し、建設地域での住民説明会議事録も提出していたのであり、隣接する地権者に対する説明や同意取得を行っていたと主張する。これは地方裁判所の場合ですね。したがって被告がこの同意書や説明会議事録を証拠として提出していたわけではなく、その主張は信用できません。できないと。したがって、そういう手続要件が必要であったにもかかわらず、その手続が適正に踏まれていなかったことが問題であったので、被告の主張するに上記手続が定められていることをもって、上記被告の主張の理由とはならないということで、判決は公開しなさいということで、町は負けましたね。ところがまた税金を使って、控訴したわけですよ。で、控訴したときにね、控訴したときに、答弁書の中にこれが出てきたわけですよ。そのときに住民説明会の議事録が出てきました。もうこれでもってまだ町としてはその一審は、一審判決は不当だということで、証拠を出されたんです。町長、しっかりこれ読んでいただきたいんですが。

その前にですね、情報公開条例、確か、何条でしたっけ。十何条ですかね、十何条のところですね、その第三者を保護するという条例があるね、あります。その中で町がそれに対して、そういう地番を開示することを望みますか、どうですかということの申し入れをして、開示されることを望みませんというようなものが 25 年の 8 月 30 日に出ているわけですね。これ、22 年度の話よ。22 年度の話ね、そして 25 年に開示請求したのが確か 24 年ぐらいでしょう。だったら、2 週間、1 週間以内に申し入れせないかんのやないですか。もうそれがなされていなくて、判決の中でもですね、それが出されています。一つ質問しますが、これどうしてこんなこと出すのかなあと思ってね。

そこでちょっとね、すみません、控訴状か。これですね。（「一般質問になっていませんよ、

平成30年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

これ」と呼ぶ者あり）（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長 小田 武人君

妹川議員、妹川議員にあの・・・・・・・・

○議員 5番 妹川 征男君

何が一般質問になっていないんですか。何を言うんですか。

○議長 小田 武人君

妹川議員に申し上げます。妹川議員の一般質問通告書については、3件目、町長の議会に対する姿勢についてと。

○議員 5番 妹川 征男君

3番目に、2番目に裁判のことを言っているじゃないですか。

○議長 小田 武人君

いやだから・・・・・・・・

○議員 5番 妹川 征男君

それで、町長、その中でちょっと今、控訴状の中にですね、そういう住民説明会の会議録が出ているんですよ。ということでね、今回の町長が言うように、6月議会ではですね、地番のことだけじゃなくて、これに関連して住民説明会が、議事録が出てきたわけですよ。でもこれは正式な議事録じゃないですよ。その最上さんが出した住民説明会はありましたということも過去にさかのぼって出されたということですので、その辺はどうですか。その辺は御存じやったですか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

ちょっとあの妹川議員、勘違いされとる。私はこの前言ったのはですね、妹川議員は、自分でいみじくも言われたんですけど、平成24年6月から平成28年12月までで16回、それで30年6月で17回。17回この特養に関してされています。そしてですね、17回のうちの同じ質問を7回されています。これも、精査しました。疑問に思われるんやったら、自分で探してください。ちょうど時間となりました。すみません、まだ言いたいけど。ルールですから。

○議長 小田 武人君

時間になりました。

○議員 5番 妹川 征男君

じゃあこれで私の一般質問を終わります。また次回ですね、時間があれば、この裁判の問題について意見を聞きたいと思いますので、そのときはよろしくお願いします。

○議長 小田 武人君

平成 30 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。